

氏 名	朴 秀 哲 ^{パク ス チョル}
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 148 号
学位授与の日付	平 成 12 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 (日 本 史 学) 専 攻
学位論文題目	織豊政権の寺社支配 ——その構造と理念——

論文調査委員 (主 査) 教 授 藤 井 讓 治 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次

論 文 内 容 の 要 旨

黒田俊雄氏は、織豊政権の出現によって「寺社勢力は最終的な没落を迎えた」とされたうえで、「寺社勢力の没落過程については、新しい時代の創出という観点からは、もっと多くかつ詳しく語られなければならない」と指摘されたにもかかわらず、織豊政権がどのような原理や理念をもって寺社勢力の解体にあたったのか、その実像については未だ解決されないまま残されている点が多い。本論文は、中世から近世への移行に関しては朝尾直弘氏の説にたち、かつ歴大な本願寺・一向一揆に関する先行研究の成果を踏まえて、織豊政権の寺社支配の実体、特にその構造や理念・論理を明らかにしようとしている。すなわち、「新しい時代の創出」という観点から、信長や秀吉が寺社支配にあたって中世的慣習や伝統的權威などにどのように対応し、どのような構造や理念・論理をもってそれと対決したのか、という点を論証しようとする。

序章「研究史の動向と課題」では、研究史上重要な先行研究を中心に、その内容を分析し、その限界点と課題について検討する。まず、1950年代までの研究では、織豊政権の寺社政策に関する研究の「原型」ともいえる信長の「悪僧膺懲・仏教尊重」・秀吉の「寺社再興・優遇」を強調する田中義成氏の説と、それぞれを「信長の強圧政策」と「秀吉の緩和政策」ととらえ、両政権の寺社に対する異なる側面を強調する辻善之助氏の説が大きな流れであることを指摘する。次に、1960・70年代には、辻説を継承・発展し、信長は徹底的な寺社排撃を通して伝統的・中世的權威を否定したという今井林太郎氏の説と、本願寺・一向一揆と「將軍権力」＝信長との対立、信長の「神格化」などを指摘した朝尾直弘氏の説が、次いで今井・朝尾両説に対し信長の寺社領「温存・回復」政策を強調する田中氏の「仏教尊重」論の継承ともいえる脇田修氏の説が現れ、大きく二つの相対立する説が並存することとなり、この状況が現在も続いているとする。1980年代以降については、織田政権の寺社に関する研究の中で、もっとも盛んな分野は本願寺・一向一揆で一々列挙する遑もないほど歴大な量の研究成果が蓄積されていること、しかし、現在の寺社研究は、ほとんどがこの分野に限定され、しかも、こうした研究は現段階の到達点ともいえる朝尾・脇田説の論理や全体像を依然として克服しえていないこと、また、豊臣政権の寺社に対する研究も、その数は少しずつ増えてはいるものの、その対象が天正寺・方広寺・豊国社らの寺社造営、不受不施派を含め大仏千僧会などごく一部の分野に限られ、特に秀吉による寺社支配の原理や構造についてはほとんど追究されていないこと、を指摘する。

次にこうした研究状況を踏まえ、課題として、①先行研究によって明らかにされた織田政権の寺社支配における一見相矛盾するとみえる両政策を信長がなにゆえにとったのかその論理や構造を追究すること、②研究の対象・分野が本願寺・一向一揆や法華宗に限られてきたが、こうした「新仏教」勢力以外にいわゆる伝統的寺社勢力である顕密系寺院そして室町幕府と密接な関係をもっていた五山系寺院なども含めた信長の寺社支配全般について新たに吟味すること、③豊臣政権の寺社政策については文禄年間研究が集中し、初期からの展開過程については十分に論じられておらず、かつまた先行研究においては秀吉による寺社支配の論理や理念については関心が薄く、秀吉がなぜ寺社再興・優遇政策をとっていったのかその背景や意味、秀吉における寺社支配の理念などについてはほとんど追究されておらず、寺社保護へと豊臣政権の寺社支配の基調が変わった時点や背景その経緯などについてより詳しく分析する必要があることの三つを提示し、具体的分析に入る。

第一章「織田政権における寺社支配の構造」では、織田政権の寺社支配の論理やその展開について論じ、①信長の寺社に対する支配の類型は「全面的弾圧」型（闕所処分：A型）、「全面的保護」型（守護不入権の付与：B型）、「一部保護」型（寺領安堵など：C型）の三つに分類しうることを、②A型とB型は相反するものではなく、並存しうるものであり、それぞれは織田政権における寺社支配方式の一つの類型にすぎないことを、③信長にとって寺社弾圧・「根切」政策と寺社保護・寺社領「温存・回復」政策とは決して対立・矛盾するものではなく、先行研究のように両政策のうちどちらか一方だけの重視は見直す必要があると主張する。

次に、三つの類型の基準について分析し、忠節→保護・敵対→弾圧の論理・構造を提示し、こうした論理は基本的に織田政権の最末期まで貫徹されたものの、信長が寺社勢力に軍事的奉公＝忠節を求める事例は、主に天正初期に集中しており、織田政権の安定化につれその数が激減する傾向をもっていたこと、秀吉にもこの原理は基本的には受け継がれたことを論証している。

一方、信長から様々な保護を受けた寺社はその反対給付として信長へ礼銭を納めざるをえず、また織田政権もほぼ全時期にわたって室町幕府と同様に礼銭のしくみから脱皮しえず、慣行化した中世以来の礼銭構造は依然として続いていたことを明らかにし、織田政権がかかる構造から脱皮しようとしたのが、天正10年（1582）甲斐・信濃地方における「礼銭免除」の政策であり、この政策の意義は、①以前と異なって礼銭免除は政策として確実な方向性をもっていたこと、②礼銭免除の項目に以前には全くなかった「取次銭」の禁止が新たに加わったことにあるとする。また、かかる政策への転換の「徴候」として、天正8年7月、信長が従来とは異なって黄金三百両という莫大な金額を返礼として本願寺に贈ったこと、この時期、中世的観念と全く異なる高野山に対する「悔返し」の主張が現れたことを指摘し、天正10年の「礼銭免除」政策はまさにかかる傾向の帰結点であり、「寺社」を掌握した「武家」織田政権の成立を、内外に示したものであったと位置づけている。そして中世とは異なる方向性を持つ信長の「悔返し」・「取次銭」免除の方針は、その後秀吉に受け継がれ、さらに発展させられたことを明らかにし、両政権のいわゆる「連続性」を指摘している。

さて、豊臣政権における寺社支配の実態、寺社統制に関する研究は、辻氏による概括的な研究以外にはなく、実際には意外に進んでいない。この点に着目し、第二章「豊臣政権における寺社支配の理念」では、「豊臣政権の洛内諸宗寺院に対する統一的な制令」と評価されながら一部の言及にとどまっている文禄3年（1594）4月の「寺院法度」を中心に、その背景や具体的様相、前後の情勢などを分析し、中世とは異なる豊臣政権における寺社支配の原理や理念を明らかにしようとする。

まず、寺社支配の面では、天正13年3月の根来・雑賀一揆、高野山攻めを機に、①秀吉が自らを「天下」と位置づけていること、②高野山に「武具」所持の停止を命じたこと、③同12年の大徳寺に認められた「真実之道心者」の走入は容認するという例外条項が削除され、寺社の伝統的特権であるアジール権を否定し寺社の介入の余地をより厳しく制約したこと、④それと同時にこの段階秀吉の限界として僧徒の「武具」所持を禁止しながら同時に軍事行動に連なる行為をもとめる二重性をもっていたこと、⑤高野山との和睦を「叡慮」をテコにして行っていること、⑥高野山から黄金三千両という莫大な礼銭をとっていること、などを明らかにする。

そして、五山を含め全ての寺社勢力が豊臣政権に完全に屈服する時期を、天正16年1月足利義昭の出家以降、特に天正17年に入ってからであるとし、秀吉による公帖発給の様相を通してそれを明らかにするとともに、秀吉による寺社支配の理念から論述する。すなわち、早い時期から秀吉の頭の中には武具を持ち武士に立ち向かい妻帯し淫らな生活をする僧徒という認識があったが、天正13年段階に「武具」の停止を命じ、天正17年段階には鞍馬寺・清水寺の僧徒の「妻帯」を禁止し、あるべき僧侶の姿を義務づけた。ただし、「武具」の停止から「妻帯」の停止へと寺社に対する統制はより強化されたものの、17年段階に秀吉が寺社に求めたのは依然として伝統的役割である「勤行・修理」で、近世的寺社支配の理念である「学問」については一言も言及していなかったことを指摘する。

豊臣政権が学問を新たな寺社の役割として本格的に強要するようになるのは、文禄年間に入ってからである。その導入の契機として、秀吉と応其との接触に注目し、①応其が強調する学問とは貪欲を増し武家との対立につながる僧徒の「世間かち」的傾向を打ち捨てるものであったこと、②応其が当時高野山内部の「血縁」による相統制度を批判し、無学者への相統を仏法断絶の基とし、相統の基準を器量＝修学・「学文次第」として提示したこと、③寺社の「世間かち」を否定する応其の姿勢は、僧徒の「武具」を停止し世間への干渉＝勤行・修理を求めた秀吉の理念と一致したこと、すなわち、秀吉が応其を重用したのは、高野山僧徒の「世間かち」を批判し学問を通して「中古之様躰」を改めようとした応其の姿勢が秀吉の

寺社支配の方針と正に一致したからであったことを明らかにした。

そして、学問の強要、妻帯の禁止、アジール権の否定、武具解体という条目を持った「文禄三年令」は、豊臣政権における寺社支配政策の「総括」であり、京都の全寺社を対象に新しい理念である学問を強要し、奉行への報告を義務づけ、連座制を導入するなどし、寺社に対する統制を一段と強化した。しかも、こうした理念は寺社側にも浸透し、また豊臣政権の支配下にあった他大名にも波及するようになったことを論証している。

次に、「文禄三年令」発布の背景を考察し、この法令は、秀吉後継体制の定立過程の一環として出されたものであり、また同3年4月に突然起きた近衛信輔の薩摩配流事件とも密接な関連があったとする。すなわち、秀吉が信輔を処罰したのは、彼が学問の道に専念せず、「武辺」のことに携わっていたため、秀吉の意図は、摂家信輔といえども容赦なく厳罰に処するという事柄を関白秀次をはじめ世の中に示し、「天下」に太閤の権威を再度周知させたところにあったこと、同じ文禄3年4月に発布された「文禄三年令」は、こうした秀吉の「天下之儀」を寺社に対して再確認させたものであったとする。そして、「文禄三年令」が発布された時点で、寺社・公家とも「武辺」に携わることはほぼ完全に禁じられ、学問に縛られた近世的姿への変貌を強要されたと位置づけている。

第一章第二章の結論として、「武家」織豊政権は、寺社勢力の既特権や様態を従来通りでは認めず、圧倒的な武力を背景にそれを解体・変容させたこと、こうした方向性の発端は信長にあり、織田政権によって育てられた「芽」はそのまま豊臣政権に受け継がれ、政策的に確立されたこと、そして、それを可能としたのは、織豊政権の中に「悔返し」、「取次銭」の免除、「学問」の強要といった中世的観念とは異なる寺社支配の論理と理念が成立していたことによるとする。

第三章の補論「戦国期六角氏の寺社政策―延暦寺を中心に―」では、六角氏が様々な勢力を統合していく過程に注目しつつ、先行研究ではあまり注目されなかった延暦寺と六角氏との関係を分析し、六角氏権力の性格を論じる。特に中世日本の代表的な寺社勢力である山門延暦寺と近江守護六角氏の関係が、戦国初期の六角氏当主である高頼期と戦国中期の定頼期とでは異なった展開をみせる事実注目し、その意味と六角氏権力の性格、戦国期の時代的特性について論述する。

高頼期は「押領」に象徴されるように延暦寺ら寺社領荘園の押領が六角氏の一貫した寺社政策であり、定頼期は高頼期と違い延暦寺領押領はみられず逆に延暦寺領を保護していたこと、これは定頼期に入って六角氏権力自体が安定したからこそ現れた現象であり、近江地域の諸勢力を統合しつつ領国支配を強化していた定頼は、延暦寺を敵視した高頼とは異なって、延暦寺を一定の妥協下に引き入れる政策へとその方向を転換したことを論証している。

そして、こうした政策は、法華宗・本願寺攻めにおいて明らかのように定頼が寺社勢力に対して一定の優位を確保していたからこそ可能であったこと、高頼を神敵・仏敵と強烈に批判した延暦寺が逆に定頼権力を認めそれに積極的に協力するに至ったのも定頼期に六角氏の権力に変化があったためであるとする。しかし、「六角氏式目」に両者の協定締結の条項があることから分かるように、延暦寺は六角氏と一定の距離をもち従来の自律性を保っており、延暦寺が定頼の攻撃を受け屈服したのではなく延暦寺は依然として以前の権限を一定程度保持していたことを明らかにし、武家が寺社を完全に制圧する直前の、織豊政権期とは異なる戦国期という時代的特性がよく現れたものと位置づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、織田政権と豊臣政権の寺社支配の構造とその理念を明らかにしようとしたものであり、研究史の総括と課題の設定を意図した序章、本論にあたる二つの章、補論としての第三章とからなり、末尾に終章を配している。

織豊政権の寺社政策のとらえかたには、信長の「悪僧膺懲・仏教尊重」と秀吉の「寺社再興・優遇」とを強調する戦前の田中義成氏の説と、それには批判的にそれぞれの政策を「信長の強圧策」「秀吉の緩和策」と特徴づけた辻善之助氏の説がある。戦後、1950年代までは、辻氏の説が通説ともいえる地位を占めた。

60・70年代には辻説を継承・発展し、信長は徹底的な寺社排撃を通して伝統的・中世的権威を否定したとする今井林太郎氏の説と、本願寺・一向一揆と「將軍権力」=信長との対抗を軸に描く朝尾直弘氏の説が現れ、また今井・朝尾両氏の説を批判し、信長の寺社領「温存・回復」政策を強調する脇田修氏の説が現れた。しかし、今井・朝尾両説は織田政権を近世的なもの、脇田説は中世的なものとし、両者は相容れないまま現在に至っている。80年代以降の織田政権の寺社に関する研究は本願寺・一向一揆に集中し、朝尾説や脇田説の論理や全体像を克服するには至っていない。また豊臣政権期の寺社政策についても方広寺などの寺社造営や大仏千僧会など一部の分野に限られ、この期の寺社支配の理念や構造について本格的

追究はない。

近年の研究がややもすれば課題を直近の成果との関連で設定しがちであるのに対し、論者は、序章において、近代における研究史を詳細かつ的確に総括し、次いで織田・豊臣政権による寺社支配の構造とその理念の解明を課題として設定し、分析対象を特定の事柄に限定せず寺社全般とすること、かつ同一政権であってもその寺社支配を単一不変のものとしてではなく時期的展開のなかでとらえることを提言する。

第一章「織田政権における寺社支配の構造」では、論者は、織田政権の寺社支配の類型として全面的弾圧型・全面的保護型・一部保護型の三つをあげ、全面的弾圧型と全面的保護型は、相反するものではなく並存しうるものであることを具体的に示し、両政策のどちらかを重視する先行研究を批判する。さらに、三つの類型が適用される基準を分析し、忠節→保護・敵対→弾圧の論理・構造を提示し、こうした論理は織田政権の最末期まで貫徹したものの、信長が寺社勢力に忠節を求める事例は天正初期に集中し、政権の安定化とともに激減する傾向を指摘し、かつ秀吉段階にも基本的には受け継がれたとする。次いで論者は、一旦仏神領として寄進された所領は何人もこれを悔返すことはできないという中世社会の慣習法が天正8年(1580)の高野山への所領安堵の際に信長によって否定されたこと、さらに保護の反対給付としての寺社からの礼銭納入がほぼ織田政権の全時期にわたって中世同様になされていたが、天正10年、甲斐・信濃において「礼銭免除」「取次銭」禁止の政策が確実な方向性を持つものとして採用されたことを論証し、この両政策はその後秀吉にも受け継がれさらに発展させられたことを明らかにし、両政権のいわゆる「連続性」を主張する。仏神領の「悔返し」と「礼銭免除」・「取次銭」禁止の政策の存在とその豊臣政権への継承の論証は、本論文で初めてなされたものであり、高く評価しうるものである。

第二章「豊臣政権における寺社支配の理念」では、豊臣政権による寺社政策の展開を、天正13年、天正17年、文禄3年(1594)の3つの画期をもうけ分析する。第一の画期である天正13年には、根来・雑賀一揆、高野山攻めを機に、僧徒の「武具」所持停止と寺社の保持してきたアジール権の否定とを進めるが、他方で「武具」所持を禁じながら僧徒に軍役を課す二重性や礼銭徴収の継続など中世的性格をなおみせているとする。第二の画期としての天正17年には、五山寺院の住持への公帖の発給権をこの時までには秀吉が完全に掌握したこと、僧徒に対して「武具」に加えて「妻帯」を禁じ、寺社に対する統制を強化したことを明らかにする。その上で秀吉がこの段階で寺社にもとめたものは依然として伝統的役割である「勤行・修理」であり、なお近世的寺社支配の理念となる「学問」はその姿を見せていないことに注目する。論者が第三の画期の中心におくのが所司代前田玄以の名で出された文禄3年の「寺院法度」である。この法度は従来「豊臣政権の洛内諸宗寺院に対する統一的な制令」と高く評価されながら、その発布の背景や前後の情勢などについては全く触れられてこなかったものである。この点を指摘した論者は、豊臣政権が「学問」を新たな寺社の役割として本格的に強要するのは文禄年間に入ってからであり、その導入の契機として秀吉と高野山の木食応其との関係が大きな意味を持ったとする。すなわち、応其は、貪欲を増し武家との対立につながる僧徒の「世間かち」的傾向を非難し、当時高野山内部の「血縁」による相続制度を批判し、相続の基準を「学文次第」とした。「世間かち」を批判し学問を通して「中古之様躰」を改めようとする応其の主張は秀吉の寺社支配の方針と一致し、この応其を秀吉が重用することを通して、それが政策として採用されたとする。「学問」が寺社支配の新たな理念であることを明確に主張し、その成立の背景を明らかにしたのは本論文が初めてであり、研究史上大きな成果である。

第三章の補論「戦国期六角氏の寺社政策」では、延暦寺と近江守護六角氏の関係を分析し、延暦寺が六角定頼の権力を認め積極的に協力するに至るものの、延暦寺は従来の自律性を依然として保持した点を明らかにし、そこに武家が寺社を完全に制圧する直前の、織豊政権期とは異なる戦国期という時代的特性がよく現れているとする。

このように本論文は、詳細かつ的確な研究史の総括を踏まえ、織田・豊臣政権の寺社支配の構造とその理念とを、多くの新たな実証をともないつつ、解明することに成功しており、これまでの研究水準を大きく引き上げている。

しかし、望むべき点がないわけではない。論者が使用する「理念」「論理」などの用語には明確さを欠く点がなおみられ、また所司代前田玄以の名で出された「寺院法度」を秀吉後継体制の構築ともからんで秀吉の意志によって出されたと論者は主張するが、では何故に秀吉は自らの名でこの法度を出さなかったのかなどなお究明すべき点も残されている。しかしこうした点は、本論文の価値を著しく損なうものではなく、むしろ論者の今後の研究に期待すべきところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2000年1月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。